

アップルインターナショナル株式会社

証券コード：2788

第25期 定時株主総会招集ご通知



開催情報

日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場 所 三重県四日市市安島一丁目3番18号
三重北勢地域地場産業振興センター
（じばさん三重）
6階 大ホール

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目 次

第25期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役6名選任の件	4
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	9
（添付書類）	
事業報告	10
連結計算書類及び計算書類	26
監査報告	32

株 主 各 位

証券コード 2788

2020年3月10日

三重県四日市市日永二丁目3番3号

アップルインターナショナル株式会社

代表取締役会長兼社長 久保 和喜

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）営業時間の終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	三重県四日市市安島一丁目3番18号 三重北勢地域地場産業振興センター（じばさん三重）6階 大ホール （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第25期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第25期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
4 インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載していません。 従いまして、本招集ご通知の添付書類は監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

以 上

弊社定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について

3月27日開催予定の弊社定時株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社のウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎第25期定時株主総会招集ご通知より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

当社ウェブサイト (<http://www.apple-international.com>)

株主総会参考書類

第 1 号議案

剰余金の処分の件

当社は経営基盤の強化を図りながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。安定的な配当の継続・維持に留意するとともに、事業計画、財政状態、各期の業績、株主資本利益率及び配当性向等を総合的に勘案した上、利益還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきまして、業績予想を下回り減益となったため、業績、株主資本利益率及び配当性向等を総合的に勘案した結果以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1 株につき 2 円 総額 27,682,800円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年 3 月30日

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当等	
1	く ぼ 久保 よ しの ぶ 和喜	代表取締役会長兼社長 営業本部長	再 任
2	こ ばやし 小林 せ い じ 正示	代表取締役	再 任
3	な がつ か 長塚 ひ で あ き 秀明	取締役経営企画部長	再 任
4	こ ばやし 小林 え い い ち 恵一	取締役	再 任
5	か と う 加藤 か ず お 一夫	社外取締役	再 任 社 外 独 立
6	に し だ 西田 よ し ま さ 宜正	社外取締役	再 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者

社 外 社外取締役候補者

独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	くば よしのぶ 久保 和喜 (1959年6月14日)	1983年12月 住友電装株式会社入社 1995年 1 月 カーコンサルタントメイプル株式会社代表取締役社長 1996年 1 月 当社設立 当社代表取締役 2001年 1 月 カーコンサルタントメイプル株式会社代表取締役会長 2005年 3 月 同社代表取締役会長兼社長 2007年 4 月 Apple Auto Auction(Thailand)Co.,Ltd. DIRECTOR (現任) 2008年12月 当社取締役会長 アップルオートネットワーク株式会社取締役会長 2013年 1 月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2016年 1 月 アップルオートネットワーク株式会社代表取締役会長 (現任) [重要な兼職の状況] アップルオートネットワーク株式会社 代表取締役会長 Apple Auto Auction(Thailand)Co.,Ltd. DIRECTOR [2019年度取締役会出席状況] 100% (11回/11回)	4,002,000株
		[取締役候補者とした理由] 当社創業者である久保和喜氏は、代表取締役社長として高いビジョンを持ち、強いリーダーシップで当社グループ全体を取りまとめ、企業価値向上に尽力してまいりました。また中古車販売業界全体の発展も常に意識するなど、ビジネスバランスに優れた経営者であります。 当社グループの更なる成長と企業価値の向上のため、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	こばやし せい じ 小林 正示 (1961年1月17日)	1988年 6 月 トヨタカローラ三重株式会社入社 1996年 1 月 当社入社 2002年 1 月 当社取締役 2009年 4 月 APハイブリッド株式会社代表取締役（現任） 2012年 3 月 当社取締役 2013年 1 月 当社取締役営業本部長 2013年 3 月 当社代表取締役営業本部長 2019年 3 月 当社代表取締役（現任） [重要な兼職の状況] A P ハイブリッド株式会社 代表取締役 [2019年度取締役会出席状況] 100%（11回／11回）	30,000株
		[取締役候補者とした理由] 小林正示氏は、長年、中古車業界で営業の最前線で指揮を執っており、経営者として豊富な経験を持ち、取締役就任後は当社グループの成長を支える上で必要な事業の基盤づくりに取り組んでまいりました。 当社グループの更なる成長と企業価値の向上のため、取締役候補者となりました。	

3

再任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
	ながつか ひであき 長塚 秀明 (1973年 8月26日)	1997年 4 月 ジャック・ホールディングス株式会社（現株式会社カーチスホールディングス）入社 2004年 6 月 株式会社VTキャピタル入社（現VTホールディングス株式会社） 2005年 1 月 アップルオートネットワーク株式会社入社 2010年 3 月 同社取締役 2013年 3 月 当社取締役（現任） 2015年 3 月 アップルオートネットワーク株式会社常務取締役 2017年 3 月 同社代表取締役社長（現任） 2019年 4 月 Apple Auto Auction(Thailand)Co.,Ltd. DIRECTOR（現任） [重要な兼職の状況] アップルオートネットワーク株式会社 代表取締役社長 [2019年度取締役会出席状況] 100%（11回／11回）	—
		[取締役候補者とした理由] 長塚秀明氏は略歴のとおり、長年中古車業界の最前線で指揮を執っており、取締役就任後は当社グループの成長を支える上で必要な事業の基盤づくりに取り組んでまいりました。 当社グループの更なる成長と企業価値の向上のため、取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	こばやし えいいち 小林 恵一 (1949年9月26日)	1972年 4 月 トヨタオート三重株式会社（現ネットヨタ三重株式会社）入社 2012年 6 月 ネットヨタ三重株式会社退社 2013年 2 月 当社入社 2019年 1 月 当社営業本部長 2019年 3 月 当社取締役（現任） [2019年度取締役会出席状況] 88.8%（8回／9回）	200株
		[取締役候補者とした理由] 小林恵一氏は、自動車業界に長年にわたり携われており、その幅広く豊富な経験と見識を、当社の経営に活かしていただきたく、取締役候補者といたしました。 2019年3月22日開催の第24回定時株主総会において選任されたため、取締役の開催回数が他の候補者とは異なります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	かとう かずお 加藤 一夫 (1954年7月9日)	1978年 4 月 株式会社内田洋行入社 1984年 6 月 オリエンTRIES株式会社（現オリックス株式会社）入社 1989年 6 月 大和証券株式会社入社 2006年10月 株式会社プラスワンコンサルタント代表取締役（現任） 2009年 4 月 株式会社ストリーム監査役 2014年 3 月 当社社外取締役（現任） 2014年12月 株式会社フーマイスターエレクトロニクス社外取締役（現任） 2017年 3 月 ソーラー・リノベーションHD株式会社代表取締役（現任） 2018年 5 月 S R アグリ株式会社代表取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社プラスワンコンサルタント 代表取締役 株式会社フーマイスターエレクトロニクス 社外取締役 ソーラー・リノベーションHD株式会社 代表取締役 S R アグリ株式会社 代表取締役 [2019年度取締役会出席状況] 100%（11回／11回）	—
		[社外取締役候補者とした理由] 加藤一夫氏は略歴のとおり、会社経営者としての幅広い知識と当社事業に関しても十分な理解と見識を有しております。これらの経験と実績を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役及び独立役員として、一般株主保護の観点から当社の経営監督を行っていただくため、社外取締役候補者といたしました。	

6

再任

社外

独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
	にしだ よしまさ 西田 宜正 (1950年1月27日)	1972年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年 4 月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2007年 6 月 株式会社オリエントコーポレーション取締役社長兼社長執行役員 2011年 6 月 同社取締役会長兼会長執行役員 2016年 5 月 株式会社タカキュー社外取締役（現任） 2016年 6 月 株式会社オリエントコーポレーション特別顧問（現任） 2017年 3 月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社オリエントコーポレーション 特別顧問 株式会社タカキュー 社外取締役 [2019年度取締役会出席状況] 90.9%（10回／11回）	—
		[社外取締役候補者とした理由] 西田宜正氏は長年にわたり金融業務に携わるとともに企業経営の経験を有しております。その豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場に立って経営全般の重要事項について適切な意見をいただけるとともに、社外取締役及び独立役員として、一般株主の保護の観点から経営の監督を行っていただくため、社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤一夫、西田宜正の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 加藤一夫、西田宜正の両氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって加藤一夫氏が6年、西田宜正氏が3年となります。
4. 当社と加藤一夫、西田宜正の両氏とは、会社法第427条第1項及び当社の定款第29条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としており、加藤一夫、西田宜正両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、加藤一夫、西田宜正の両氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案

補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役は三宅泰司氏及び松本豊一氏の2名となりますので、補欠監査役が監査役に就任する順位は、三宅泰司氏を第1順位、松本豊一氏を第2順位といたします。

本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	み や け や す し 三宅 泰司 (1942年11月1日)	1961年 4 月 三重トヨベット株式会社入社 1984年 5 月 サン・トヨタ三宅株式会社（現株式会社サンオート・三宅） 設立 同社代表取締役 2016年 4 月 同社取締役会長（現任）	1,000株
		【補欠の社外監査役候補者とした理由】 三宅泰司氏は、事業会社経営の知識経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として、選任をお願いするものであります。	

2

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	まつもと とよかず 松本 豊一 (1965年9月22日)	1992年 4 月 中部オートオークション株式会社（現株式会社シーエーエー）入社 2010年 4 月 株式会社シーエーエー岐阜会場長	1,100株
	【補欠の社外監査役候補者とした理由】		
	松本豊一氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、民間企業における要職の経験からなる幅広い知見を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として、選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 三宅泰司氏及び松本豊一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、三宅泰司氏及び松本豊一氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項及び当社の定款第39条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費の持ち直しが見られる等、緩やかな回復基調で推移しました。世界経済におきましては景気回復が続いていた米国においては、当期後半にかけて成長率が鈍化しました。また、欧州、中国など多くの国や地域でも、成長率が鈍化しています。

また、中古車業界におきましては、2019年1月から2019年12月までの国内中古車登録台数は3,841,688台（前年同期比0.1%増）と前年を上回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）中古車輸出業界におきましては、2019年1月から2019年12月までの中古車輸出台数は1,295,852台（前年同期比2.3%減）と前年を下回る結果となりました。（出典：日本中古車輸出業協同組合統計データ）

このような状況の中、当社グループは、従来と同様、自動車市場の拡大が見込まれるタイを中心に東南アジア諸国及びその周辺国において、メーカーブランドの商品によって多国間の貿易ルートを確保、高付加価値化を図ることにより自動車市場の流通の活性化と収益拡大に努めてまいりました。

上記の結果、当連結会計年度の業績は、売上高については主にタイ王国における高級RV車両の輸出が順調に推移いたしました。また国内においては、増税前の駆け込み需要が伸び悩みましたが、予定しておりました売上高を上回りました。この結果、売上高は17,648百万円（前期比5.2%減）となりましたが、価格競争の激化により利益率の低下につながりました。また販売費及び一般管理費において貸倒引当金繰入額を45百万円計上したことから営業利益は164百万円（前期比66.7%減）となりました。

営業外収益において貸倒引当金戻入益を19百万円計上し、持分法利益125百万円を計上したことから経常利益は、287百万円（前期比72.4%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は158百万円（前期比83.9%減）となりました。

なお、当社グループは、自動車販売関連事業の単一セグメントとしております。これに伴い、以下の各項目においては、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は159百万円であり、その主なものは当社の新規出店に伴う土地並びに建物及び構築物の取得による支出（99百万円）によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の主な資金調達は、当社グループの所要資金として、金融機関から長期借入金及び短期借入金による調達を実施しており、長期借入金の残高は2,670百万円（前期末は1,601百万円）、短期借入金の当期末残高は1,000百万円（前期末は1,450百万円）となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な事業の譲受けはありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第22期 2016年12月期	第23期 2017年12月期	第24期 2018年12月期	第25期 2019年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	14,808	13,634	18,610	17,648
経常利益 (百万円)	517	335	1,038	287
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	388	204	981	158
1株当たり当期純利益 (円)	31.19	15.38	70.88	11.42
総資産 (百万円)	7,593	8,230	10,154	10,853
純資産 (百万円)	5,219	5,766	6,053	6,163
1株当たり純資産額 (円)	554.08	531.51	411.14	418.34

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年12月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の 議決権比率 (%)	主な事業内容
アップルオートネットワーク株式会社	347,950千円	74.3	中古車の買取及びフランチャイズ チェーン網の統括管理

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新車並びに中古車市場を含めた自動車流通市場における総合商社を目指し、事業領域並びに市場エリアの拡大を事業戦略として掲げておりますが、この事業戦略を実現するため、以下の項目を当社グループの課題として認識しております。

① 人材の確保と育成

当社グループは、事業領域並びに市場エリアの拡大を図るため、自動車流通市場の動向を含め市場環境に対して迅速に対応するとともに顧客ニーズを的確に把握し得る優秀な人材を確保することに加え、継続的な社員教育を推進していくことが重要であると認識しております。

そのためには、定期的な採用活動を実行するとともに、ジョブローテーションの実施による組織の活性化、明確な目標設定とその実現、さらには、業績と連動した各種インセンティブを含めた育成プランを導入し、従業員のモチベーションアップを図る方針であります。

② 市場調査と情報の共有化

事業領域並びに市場エリアの拡大を図るため、新規事業の企画立案に際し、事前に市場調査を実施し採算性の検討を行っていくことが重要であると認識しております。

そのためには、情報収集チャネルの拡大並びに情報の共有化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの体制強化を通じて、的確かつ迅速な経営判断を図る方針であります。

③ 組織体制の整備

当社グループは、拡大均衡政策を通じて、継続的に企業価値を高めていきたいと考えております。そのためには、事業規模に見合った経営管理体制の充実が不可欠であり、優秀な人材の確保・育成とバランスのとれた組織体制の整備に配慮し、持続的な成長を実現していく所存であります。

④ 内部統制の強化とコーポレート・ガバナンス

当社グループは、経営の基本方針を実現するため、経営の健全性と効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えています。

こうした課題の実現に向けて、責任ある経営管理体制の構築及び経営に対する監視・監査機能の強化並びに経営の透明性の向上に努めてまいります。さらに、新規事業、海外事業に係る各種法的規制の遵守、個人情報保護・管理、不測の事態に適時適切に対応し得る体制を確立し、内部統制を強化する方針であります。

（５）主要な事業内容（2019年12月31日現在）

当社グループは、東南アジアに向けた中古車の輸出版売事業、日本国内における中古車の買取・販売業、中古車買取店フランチャイズチェーン網の統括管理を主な事業としております。

（６）主要な事業所（2019年12月31日現在）

① 当社の主要拠点

名称	所在地
四日市本社	三重県四日市市
東京本社	東京都中央区

② 重要な子会社の主要拠点

名称	所在地
アップルオートネットワーク株式会社	三重県四日市市

（７）使用人の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
86（15）名	6名減（1名増）

- （注）1.使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は含んでおりません。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
- 2.当社グループは、「自動車販売関連事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16（4）名	3名減（1名減）	32.3歳	4.2年

- （注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は含んでおりません。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

（８）主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社りそな銀行	708
株式会社みずほ銀行	663
株式会社名古屋銀行	522
株式会社愛知銀行	392

（９）その他企業集団の現況に関する重要な事項

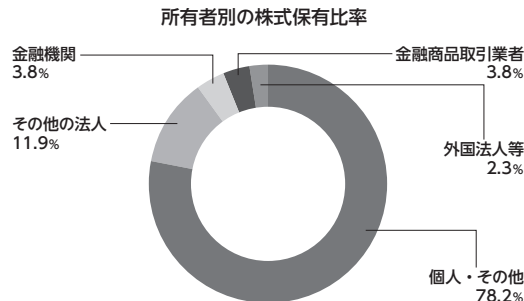
該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	21,600,000株
② 発行済株式の総数	13,841,400株
③ 株主数	6,387名
④ 大株主（上位10名）	

<御参考>



株主名	持株数	持株比率
久保 和喜	4,002,000株	28.9%
いすゞ自動車株式会社	1,380,000株	10.0%
水元 公仁	400,000株	2.9%
内藤 征吾	396,500株	2.9%
藤岡 明雄	325,500株	2.4%
上田八木短資株式会社	294,800株	2.1%
裏川 弘子	223,400株	1.6%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	187,400株	1.4%
大塚 光二郎	184,700株	1.3%
日本証券金融株式会社	144,800株	1.0%

(2) 自己株式保有の状況

当社は自己株式を保有しておりません。

(3) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年12月31日現在）
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2016年2月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり27,800円
新株予約権の払込期日	2016年4月25日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 278円
新株予約権の行使期間	2016年3月28日から2026年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を当社役員6名に割り当てた。

※2017年4月3日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権は、権利行使の条件を充たさず、2019年2月22日をもってすべて消滅いたしました。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等 (2019年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	久保和喜	アップルオートネットワーク(株)代表取締役会長 Apple Auto Auction(Thailand)Co.,Ltd. DIRECTOR
代表取締役	小林正示	APハイブリッド(株)代表取締役
取締役	長塚秀明	アップルオートネットワーク(株)代表取締役社長 Apple Auto Auction(Thailand)Co.,Ltd. DIRECTOR
取締役	小林恵一	営業本部長
取締役	加藤一夫	(株)プラスワンコンサルタント代表取締役 (株)フーマイスターエレクトロニクス社外取締役 ソーラー・リノベーションHD(株)代表取締役 SRアグリ(株)代表取締役
取締役	西田宣正	(株)タカキユ一役 社外取締役 (株)オリエントコーポレーション特 別顧問
常勤監査役	池田進吾	カーコンサルタントメイプル(株)監査役
監査役	前田赳人	—
監査役	大塚静生	アップルオートネットワーク(株)監査役

- (注) 1. 取締役加藤一夫及び西田宣正の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役前田赳人及び大塚静生の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役加藤一夫及び西田宣正、監査役大塚静生の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名、社外監査役2名は、会社法第427条第1項並びに当社の定款第29条及び第39条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取 （うち社外取締役）	8名 （3名）	76,140千円 （7,140千円）
監 （うち社外監査役）	3名 （2名）	10,620千円 （6,000千円）
合 （うち社外役員計）	11名 （5名）	86,760千円 （13,140千円）

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役6名、監査役3名であります。(上記報酬には、2019年3月22日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含まれております。)
2. 取締役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の第22期定時株主総会決議において年額200,000千円以内（うち、社外取締役50,000千円以内。但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2002年3月29日開催の第7期定時株主総会決議において年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 子会社の役員を兼務する監査役1名については、子会社から報酬等を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職先及び兼職内容	兼職先会社との関係
社外取締役	加藤 一 夫	株式会社プラスワンコンサルタント 代表取締役 株式会社フーマイスターエレクトロニクス 社外取締役 ソーラー・リノベーションHD株式会社 代表取締役 S R アグリ株式会社 代表取締役社長	特別の関係はありません。
社外取締役	西 田 宜 正	株式会社オリエントコーポレーション 特別顧問 株式会社タカキュー 社外取締役	特別の関係はありません。
社外監査役	前 田 赳 人	—	—
社外監査役	大 塚 静 生	アップルオートネットワーク株式会社 監査役	当社の子会社

2. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 加藤 一 夫	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。 加藤一夫氏は経営者としての豊富な経験及び高い見識に基づき、取締役会の場で助言・提言を行うほか、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役 西田 宜 正	当事業年度に開催された取締役会11回中10回出席いたしました。 西田宜正氏は経営者としての豊富な経験及び高い見識に基づき、取締役会の場で助言・提言を行うほか、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
監査役 前田 赳 人	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、監査役会9回全てに出席いたしました。 前田赳人氏はトヨタカローラ三重株式会社において取締役としての豊富な経営経験があり、経営者の視点に立って高い見識を有しており、当社がコンプライアンスを維持する上で高い実績を上げており、当社の事業推進に対して、経営的側面からの助言及び指摘を行っております。
監査役 大塚 静 生	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、監査役会9回全てに出席いたしました。 大塚静生氏は金融機関と事業会社の役員として豊富な経験があり、コンプライアンスを維持する上で高い実績を上げており、当社の事業推進に対して、経営的側面からの助言及び指摘を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、選定した監査役が解任の旨及びその理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 当社が取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制整備の基本方針は、次のとおりであります。なお、当社は、会社法等の改正施行に伴い、2015年12月25日の取締役会の決議において、「業務の適正を確保するための体制」を改定しております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が業務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置付け、企業理念、経営方針に則り、代表取締役社長が繰り返しコンプライアンスの重要性を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底いたします。

コンプライアンス担当部署を管理本部とし、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、マニュアル及び関連する法令等を社内に周知徹底させ、企業倫理の遵守と誠実な企業運営の浸透を図ります。

取締役及び従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部署に報告する体制とし、重大性に応じて取締役会が再発防止策を決定するなど、全社的にその内容を周知徹底いたします。

代表取締役社長直属の内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査し、代表取締役社長に報告いたします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、保存及び管理を行います。取締役及び監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整えます。これらの事務については、管理本部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など定期的に取締役会に報告いたします。

なお、業務を効率的に推進するため、業務システムのIT化を推進いたします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部署の業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、全社的なリスク管理については「リスク管理規程」を制定し、管理本部が管理を行います。

内部監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたします。

リスクが顕在化し、重大な影響を及ぼすと予想される場合、対応責任者として担当役員を定め、迅速かつ適切な情報伝達と対応が可能な体制を構築いたします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営理念に基づき、この実現に向け中期経営計画及び年度経営計画を策定し、全社的な目標を定めます。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回開催し、また、必要と認められるときには臨時で適宜開催いたします。取締役会の決定に基づく業務執行については、

「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、職務執行手続きの詳細について定めます。

I Tの活用により随時業績状況をデータ化し、取締役会の迅速かつ適切な意思決定に寄与いたします。

- ⑤当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

イ、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、原則取締役会及び監査役設置会社とし、子会社における業務の適正性を監視できる体制といたします。子会社に対して当社の内部監査室が直接監査し得る体制とし、内部監査室は直接当社の代表取締役社長に報告する体制といたします。当社は、当社グループの取締役及び監査役で構成される「内部統制部門定例会議」を定期的に開催し、グループ全体の情報の共有化と監視を行います。

ロ、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理を行います。

ハ、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の効率的な業務遂行に資することを目的に、当社グループの管理運営に関する基本的事項を含む「関係会社管理規程」を制定いたします。

ニ、子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社が制定する企業理念、経営方針に基づき、子会社の取締役及び従業員が社会的役割と責任を果たすよう努めます。当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社グループ共通の内部通報窓口（社外監査役）を設置いたします。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役のため、必要に応じて特定の従業員を監査役の職務補助に従事させます。

当該従業員は、その職務の遂行に関して取締役の指揮命令は受けないものといたします。

- ⑦監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底いたします。

- ⑧取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行うものといたします。また、子会社の取締役及び従業員は、当社の監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法又は不正な行

為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行うものいたします。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした当社グループの従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び従業員に周知徹底いたします。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、すみやかに処理いたします。

⑪その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役の職務である取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じて取締役及び従業員の説明を求めるなどの職務が円滑に行える体制を整えます。また、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することといたします。

⑫財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に則り、財務報告の信頼性に係る内部統制を整備、運用するとともにその有効性を評価し、財務報告の適正性を確保するための体制を整えております。

⑬反社会的勢力の排除に向けた基本方針

当社は、上場企業としての社会的責任を果たすため、経営の健全性、経営の透明性、経営の迅速性を通じて、株主をはじめステークホルダーから支持される企業風土を構築していくことが重要であると認識しております。

当社は、この社会性ある企業風土を構築するため、反社会的勢力を排除することを全社的な基本方針に掲げております。

また、当社は、反社会的勢力を排除するため、新規取引を開始するにあたっては現地訪問や既存顧客からの風評聴取などを行い、必要に応じて企業信用調査や取引金融機関の海外拠点などを通じて信用調査を行い、万全の体制を整えております。

しかしながら、反社会的勢力が当社に対して接触及び不当要求などを行うことも可能性として考えられ、こうした事態が生じた場合には、管理本部がこれに対応し、必要に応じて顧問弁護士や所轄の警察等の外部専門機関に相談し、適切に処理する体制を整えております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

①コンプライアンスの状況

当社グループのコンプライアンス意識の向上のため、社内にてハラスメントやインサイダー取引等の法令や社会的規範に関する教育を行い、周知の徹底を行いました。また、コンプライアンスに抵触する事態の発生 の早期発見、早期解決に取り組むため、内部通報規程の整備を行うとともに、内部通報制度を導入し、全役職員に周知及び啓蒙活動を行っております。

②取締役の職務執行

定時取締役会を11回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

③監査役の職務執行

監査役会を9回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

④グループ経営会議を2回開催し、連結ベースの中期経営計画を当社グループ全体で共有するとともに、各子会社より重要な職務執行の報告を受け、その確認を行いました。

⑤内部監査の実施について

内部監査室にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 2019年12月31日現在

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,981,349
現金及び預金	2,238,938
売掛金	3,937,599
商品	2,511,806
貯蔵品	1,048
有価証券	4,010
前渡金	210,841
その他	380,702
貸倒引当金	△303,598
固定資産	1,872,023
有形固定資産	1,063,341
建物及び構築物	175,983
機械装置及び運搬具	222,090
工具、器具及び備品	14,792
土地	650,473
無形固定資産	45,591
ソフトウェア	45,591
投資その他の資産	763,090
投資有価証券	480,361
長期貸付金	103,240
繰延税金資産	81,740
長期営業債権	520,670
長期滞留債権	483,918
その他	69,693
貸倒引当金	△976,535
資産合計	10,853,372

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,789,450
買掛金	81,264
短期借入金	1,000,000
1年内返済予定長期借入金	1,098,456
未払法人税等	50,868
未払金	75,667
預り金	261,691
関係会社事業損失引当金	14,527
その他	206,975
固定負債	1,900,025
長期借入金	1,571,690
役員退職慰労引当金	17,295
退職給付に係る負債	3,973
資産除去債務	51,843
その他	255,222
負債合計	4,689,476
純資産の部	
株主資本	5,741,237
資本金	4,322,443
資本剰余金	366,477
利益剰余金	1,052,316
その他の包括利益累計額	49,173
為替換算調整勘定	49,173
新株予約権	600
非支配株主持分	372,885
純資産合計	6,163,896
負債・純資産合計	10,853,372

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 2019年1月1日から2019年12月31日まで

(単位：千円)

科目	金額
売上高	17,648,625
売上原価	15,621,775
売上総利益	2,026,850
販売費及び一般管理費	1,862,753
営業利益	164,096
営業外収益	188,497
受取利息	5,593
受取配当金	2,951
受取手数料	241
持分法による投資利益	125,381
為替差益	3,689
貸倒引当金戻入額	19,869
その他	30,770
営業外費用	65,318
支払利息	33,937
有価証券売却損	5,912
債権売却損	11,323
その他	14,144
経常利益	287,275
特別利益	1,994
固定資産売却益	694
新株予約権戻入益	1,300
特別損失	29,284
固定資産除却損	17
店舗閉鎖損失	6,414
関係会社株式評価損	8,324
関係会社事業損失引当金繰入額	14,527
税金等調整前当期純利益	259,986
法人税、住民税及び事業税	75,086
法人税等調整額	6,585
当期純利益	178,314
非支配株主に帰属する当期純利益	20,223
親会社株主に帰属する当期純利益	158,091

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 2019年1月1日から2019年12月31日まで

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	4,322,443	366,477	963,432	5,652,353
当期変動額				
剰余金の配当			△69,207	△69,207
親会社株主に帰属する 当期純利益			158,091	158,091
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	88,884	88,884
当期末残高	4,322,443	366,477	1,052,316	5,741,237

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	38,336	38,336	1,900	361,007	6,053,597
当期変動額					
剰余金の配当					△69,207
親会社株主に帰属する 当期純利益					158,091
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,836	10,836	△1,300	11,878	21,414
当期変動額合計	10,836	10,836	△1,300	11,878	110,299
当期末残高	49,173	49,173	600	372,885	6,163,896

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 2019年12月31日現在

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,199,702
現金及び預金	1,174,541
売掛金	3,761,002
商品	1,986,074
貯蔵品	206
前渡金	209,481
前払費用	4,234
未収入金	15,145
有価証券	4,010
その他	294,245
貸倒引当金	△249,240
固定資産	1,739,351
有形固定資産	949,977
建物	68,956
構築物	16,150
機械及び装置	2,267
車両運搬具	217,640
工具、器具及び備品	2,389
土地	642,573
無形固定資産	203
ソフトウェア	203
投資その他の資産	789,170
投資有価証券	1,510
関係会社株式	637,305
長期貸付金	23,634
長期営業債権	520,670
長期滞留債権	479,465
差入保証金	7,895
出資金	400
繰延税金資産	6,327
その他	687
貸倒引当金	△888,724
資産合計	8,939,054

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,359,091
買掛金	26,689
短期借入金	1,000,000
1年内返済予定長期借入金	1,098,456
未払法人税等	18,528
未払金	34,026
未払費用	4,255
前受金	94,705
預り金	81,481
その他	949
固定負債	1,728,272
長期借入金	1,571,690
退職給付引当金	3,973
資産除去債務	10,117
その他	142,491
負債合計	4,087,364
純資産の部	
株主資本	4,851,090
資本金	4,322,443
資本剰余金	366,477
資本準備金	366,477
利益剰余金	162,169
利益準備金	13,841
その他利益剰余金	148,327
繰越利益剰余金	148,327
新株予約権	600
純資産合計	4,851,690
負債・純資産合計	8,939,054

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 2019年1月1日から2019年12月31日まで

(単位：千円)

科目	金額
売上高	9,722,645
売上原価	9,027,690
売上総利益	694,955
販売費及び一般管理費	661,497
営業利益	33,458
営業外収益	105,794
受取利息	1,802
受取配当金	70,623
受取手数料	6,181
受取地代家賃	8,334
為替差益	3,730
その他	15,122
営業外費用	61,739
支払利息	33,431
債権売却損	11,323
貸倒引当金繰入額	1,100
有価証券売却損	5,912
その他	9,971
経常利益	77,513
特別利益	1,300
新株予約権戻入益	1,300
税引前当期純利益	78,813
法人税、住民税及び事業税	9,905
過年度法人税等	8,911
法人税等調整額	15,672
当期純利益	44,322

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 2019年1月1日から2019年12月31日まで

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	4,322,443	366,477	366,477
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	4,322,443	366,477	366,477

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計		
	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	6,920	180,132	187,053	4,875,974	1,900	4,877,874
当期変動額						
剰 余 金 の 配 当	6,920	△76,127	△69,207	△69,207		△69,207
当 期 純 利 益		44,322	44,322	44,322		44,322
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△1,300	△1,300
当期変動額合計	6,920	△31,804	△24,884	△24,884	△1,300	△26,184
当期末残高	13,841	148,327	162,169	4,851,090	600	4,851,690

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月25日

アップルインターナショナル株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員	公認会計士	若尾典邦 ㊞
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	石渡裕一郎 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アップルインターナショナル株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アップルインターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第25期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月26日

アップルインターナショナル株式会社 監査役会

常勤監査役 池田進吾 ㊞

監査役 前田赳人 ㊞

監査役 大塚静生 ㊞

（注）監査役前田赳人及び監査役大塚静生は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月25日

アップルインターナショナル株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員	公認会計士	若尾典邦 ㊞
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	石渡裕一郎 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アップルインターナショナル株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会とその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げている事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月26日

アップルインターナショナル株式会社 監査役会

常勤監査役 池 田 進 吾 印

監 査 役 前 田 赳 人 印

監 査 役 大 塚 静 生 印

(注) 監査役前田赳人及び監査役大塚静生は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines on a light gray background.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines on a light gray background.

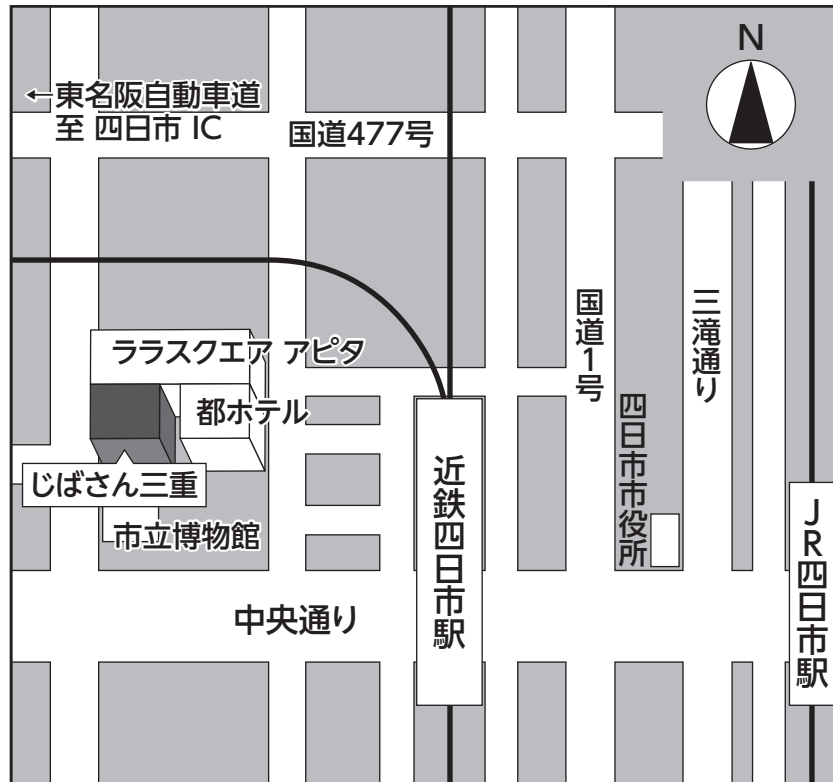
定時株主総会会場ご案内図

会場

三重北勢地域地場産業振興センター（じばさん三重）6階 大ホール
三重県四日市市安島一丁目3番18号 TEL (059) 353-8100

交通

近鉄四日市駅から徒歩5分



※会場へはなるべく公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。